

令和5年度 石川県特定最低賃金専門部会
第1回 機械・自動車合同部会 議事録

開 催 日 時	令和5年10月13日 金曜日 9時28分～12時00分			
開 催 場 所	石川県勤労者福祉文化会館 4階会議室			
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	高見 俊也	本間 学
	労働者代表委員	村上 和幸	目澤 春樹	山下 敏弘
		田中 隆之	中村 栄一	
	使用者代表委員	橋本 政人	本 裕一	
		秋保 年広	眞田 昌則	
	欠 席 委 員	使用者代表委員 川島 直之		
	事 務 局	岡村労働基準部長	南出賃金室長	石間賃金指導官
春名賃金調査員				
次第	1 開会 2 議題 ① 部会長、部会長代理の選任について ② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について ③ 資料説明 ④ 改正金額について ⑤ その他 3 閉会			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> • 別紙のとおり 			

令和5年度 石川地方最低賃金審議会
石川県特定最低賃金専門部会 第1回機械・自動車合同部会 議事録

令和5年10月13日（金）

9時28分～12時00分

石川県勤労者福祉文化会館4階会議室

【事務局】指導官

第1回機械・自動車合同部会を開会いたします。

本日の部会は、初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行をさせていただきます。

皆様方には、10月1日付けで辞令を発令させていただいておりますが、委嘱辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たり、岡村労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長

皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中、特定最低賃金の審議委員をお引受けいただき誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃から、労働基準行政の推進、とりわけ最低賃金制度の運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、石川県最低賃金につきましては、去る8月8日に石川地方最低賃金審議会から、時間額で42円の引上げとなる、933円への改正を全会一致でご答申いただいたところでございます。

その後に異議申出があり異議審での審議を踏まえまして、9月8日付けの官報公示を経、今月8日からの発効とすることができたところでございます。

今年度の最低賃金の改定につきましては、春闘を踏まえ、企業の賃金水準が上昇したものの、その上昇率を上回る物価高が続くなど、非常に厳しい経済状況の中、長時間に渡りまして慎重かつ熱心にご審議をいただいたところでございます。今年度の改正最低賃金額につきましては、拡充されました中小事業主の皆様への支援策の内容と合わせまして、石川労働局、管内の労働基準監督署並びにハローワークが一体となり、その周知に精力的に取り組んでいるところでございます。

また、今年度の答申につきましても、全会一致による取りまとめをいただいたところでございます。審議会方式により決定される最低賃金額は、労使の意見が一致することで、管内事業場への監督指導等強制権を行使する上で説得力が補強されること等、全会一致での取りまとめの持つ意味は大変大きいものと感じております。

これから、皆様方には、今年度の特定最低賃金の改正審議をお願いすることになりますが、石川最低賃金の改正金額の答申と同様に、ご審議を尽くしていただいた後、全会一致での答申としていただきますよう、是非よろしく願いをいたします。

【事務局】指導官

次に、委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。

機械部会の使側者代表川島委員から所用で欠席されるとのご連絡をいただいております。労働者代表の山下委員からはもうやがてご到着ということでございますのでこの後ご出席いただけるという前提でお話をさせていただければと思います。

機械部会は 9 名中 8 名のご出席、自動車部会は 9 名中 9 名のご出席で、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上、又は公労使各側委員の 3 分の 1 以上を充たしていますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議題の(1)の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになってはいますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙されました方をご承認いただく方法をとっています。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】指導官

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

去る、7月 11 日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますので、ご報告いたします。

部会長栗田委員、部会長代理本間委員でございますが、皆様いかがでござ

ざいますでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 指導官 異議なしとのことですので、それぞれ、ご推挙いただいたとおりの部会長及び部会長代理が選任されました。

それでは、この後の議事進行について、粟田部会長よろしく願いいたします。

【粟田部会長】 ご指名いただきましてありがとうございます。本年度もこの部会長の部会長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私が行います。労働者側は村上委員、使用者側は橋本委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

議題の（２）、石川県特定最低賃金専門部会運営規程についてですがこちらを確認したいと思います。配付資料の資料①のところの５ページから８ページに運営規程それから専門部会の運営規定がありますが、この内容のとおりご確認いただくということでお願いをいたします。

異議がなければこの規定どおり専門部会を運営していくことと致したいと思います。この中で、７ページの専門部会の運営規定の第５条会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 専門部会運営規定第５条第１項では、会議は原則、公開とされておりますが、部会長が個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合や、率直な意見の交換などが損なわれると判断した場合には非公開とすることができるとされております。

補足としまして、中央最低賃金審議会、いわゆる中賃においては、今年４月６日の全員協議会報告の取りまとめによると、公労使の三者が集まり議論する部分は公開するのが適当との結論に至ったこれを受けまして、当局の審議会での取扱いにつきまして、今年７月１１日開催の第４４８回本審の場で御意見を伺いました。このことを踏まえ、公労使の三者が集まり議論する部分は公開することとさせていただくこととします。専門部会運営規定の第５条により運用方法を一部変更し、部分公開とさせていただきます。

【栗田部会長】 今説明ありましたとおり、昨年までと変わりました、地域別の最低賃金審議の時もそうだったんですけれども、今この形で三者で集まっている会議の場面については原則公開という扱いをさせていただくと、個別折衝です。ね公労、公使のそれぞれ協議させていただいている場面につきましては非公開という形をとりたいと思いますが、地賃と同じ扱いですけどそのような形でさせていただきたいと思いますがご意見ございませんでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 ありがとうございます。それでは今説明しましたような形で今年度専門部会については、部分公開とさせていただきたいと思います。

次に、改正金額の発効日についてですが、昨年度は12月31日にしましたが、本年度も12月31日にするという方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 異議がないということで、改正金額の発効日は12月31日を目指して協議をさせていただきたいと思います。

次に議題の(3)資料説明に移ります。配付されている資料につきまして、事務局から説明をお願い致します。

【事務局】 室長 本日お手元の資料は、右上に資料と表記したものと別冊と表記した2種類となっております。

まず、資料①と表記のある資料をご覧ください。この資料には、本専門部会委員の皆様方と事務局職員の名簿、運営規程をお付けしております。

次に、資料②と表記のある資料をご覧ください。1ページから7ページには、先に提出がありました改正申出書の写しと疎明資料、その後、事務局が行った審査の結果をお付けしております。8ページ以降は、改正決定の審議に係る諮問及び答申文の写しとなっております。

資料③と表記のある資料をご覧ください。1ページは、特定最低賃金についての基本的な考え方を取りまとめたものとなります。後ほど、改めて、ご説明をさせていただきます。2ページには、令和4年度の全国の特定最

低賃金の決定状況を、3 ページには石川局の平成 19 年度からの特定最低賃金の審議状況の推移を、4 ページ以降は、特定最低賃金の答申日別最短効力発生予定日一覧表をお付けしております。

資料④と表記のある資料には、今年度実施しました基礎調査の総括表及び分布表をお付けしております。後ほど、担当よりご説明をさせていただきます。

次に、別冊 1 と表記された資料をご覧ください。1 ページから 12 ページまでは 9 月 28 日に北陸財務局から発表された北陸経済調査となります。最近の経済動向は、持ち直していると記載されております。13 ページから 19 ページまでは、日本銀行金沢支店が 9 月に発表した北陸の金融経済月報、20 ページから 37 ページまでは、石川労働局が 9 月 29 日に発表しました 8 月の雇用失業情勢を、38 ページ以降には石川県から発表されております主要データ集をお付けしております。

最後に、別冊 2 と表記のある資料をご覧ください。この資料は、委員限りで、令和 5 年度の全国の特定最低賃金の決定状況の一覧をお付けしております。今後の改正決定の審議の参考としていただければと思います。

【事務局】指導官

引き続き資料 4 番についてご説明させていただきます。

最低賃金に関する基礎調査報告書についてでございます。本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から 1,965 件をランダムに抽出いたしまして、本年 5 月中旬から 7 月上旬にかけて調査を実施いたしました。この調査結果のうち、特定最低賃金に関するものをまとめたのが、資料 4 となっております。

まず総括表の見方についてでございますが、簡単にご説明しますと、総括表は A4 サイズの 3 枚で 1 組となっております。総括表の左端に時間当たり所定内賃金（3 手当を除く）とございますが、これは、実際に払われた賃金ではございませんで、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給 1 時間当たりの金額であります。同金額以下の労働者数と構成比が右側に記されております。この総括表を基に最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と影響率の関係表を作成しております。

最低賃金の改正に際し、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定によりまして影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが同表に記載されております影響率となります。次葉以降は、改正金額近傍労働

者の分布グラフとなっております。

これらの調査結果につきまして、今後の審議でのご参考としていただければ幸甚でございます。

【粟田部会長】 ただいまの説明ありましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。

【橋本委員】 いいですか。今の前の説明なんですけど申出書いただいている、この申出書の中で自動車関連と金属素形材製品関係の2つの申出書がございますね。そして、自動車部品関係についてはもっとも低い労働協約の賃金額が記載されていて、1,032円ということでこの資料見ても1,032円なんだけどもう一つの金属素形材製品のところには最も低い労働協約の賃金額の記載がない。記載がないけども付属資料を見ると江沼チェン製作所さんが労働協約ケースで1,000円というそういう労働協約を結んでらっしゃるといふ資料は付いていると。従ってこの申出書にそういった表記はないけれども労働協約は1,000円という理解でよろしいのかどうか。

【事務局】 指導官 事務局からご説明させていただきます。

この申出書を受けまして事務局の方で、申出の適正可否につきまして申出審査をさせていただいております。その折、いくつかのこれはちょっと齟齬があるなという部分がありましたので補正を事務局の方からマニュアルに添りましてさせていただきました。その結果今ほど橋本委員の方からご質問のありました協定金額の最下限値は1,000円と事務局で確認させていただいておりますことをご報告いたします。

【橋本委員】 了解しました。

【粟田部会長】 その他大丈夫でしょうか。ご質問がなければ、次に移ります。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に、特定最低賃金の基本的な考え方について、事務局から説明していただきます。

【事務局】 室長 資料③の1をご覧ください。読み上げさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金の基本的な考え方、特定（産業別）最低賃金は、①関係労使が②労働条件の向上又は事業の公正競争の観点から③その産業

の年齢、業務などの条件で労働者の一部を除外した基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申出により設定することとされているものです。

したがって、特定（産業別）最低賃金の金額は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条の規定の手続による関係労使の申出を受けて、都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要との意見が出された場合に、同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正されるものです。

これは、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもので、法令上、特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、労使各側のコンセンサスのもと、特定最低賃金が設定されるべきであるという考え方によるものです。

地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき、調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対し、特定産業別最低賃金は労使主導型といえます。

必要性があるとして改正審議に入った後、その審議内容においても、平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定または改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

このことに付随しまして、今ほど橋本委員からご質問がありましたことを踏まえまして補足の説明をさせていただきます。

資料はございませんけれども労働協約の賃金の最低額を超えた最低賃金の決定についてということで補足説明をさせていただきます。最低賃金の引上げ額と労働協約等の賃金の最低額との関係性については特定産業別最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定され特に労働協約ケースについては同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている産業について設定され、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となるということです。複数の金額の異なる労働協約によって申出がなされた場合も、最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、この額を超えて法定最低賃金額を決定することは、当該協約を無効にすることとなり、協約を締結した関係労使の意向に反するものと考えられ、関係労

使が合意した共通の協約額、すなわち最下限額の労働協約額を超えて最低賃金額を決定することは、制度上の性格から認めがたいものであり、労働協約の最下限額が金額審議における事実上の上限であると、協約の最下限を超えることのないよう、これは本省から指示がなされたものでございます。つきまして、今ほど橋本委員から質問もございましたが、資料の②でございますが②の3ページをご覧ください。これは一般機械部会の申出に添付されておりました疎明資料でございます。今ほどの説明の内容からいたしますと、協定の時間額という欄で上から1,005円、1,020円とありますがこの中で18番の江沼チェーン制作所さんのところの労働協約が1,000円とこの中で一番最下限であるということですので。同じ様に資料②6ページをご覧ください。こちら協定時間額とございますが1,059円と1,032円となっておりますが、こちらの方はジェイバスの組合さんと企業さんの交渉で労働協約が1,032円これが下位下限という形になっております。これを踏まえまして今後の審議をお願いしたいと思います。

【栗田部会長】

ありがとうございました。今ほどの説明について何かご質問はありますか。

そうしましたらこれから金額審議に入っていきますけど、是非とも今の考え方の趣旨をご理解をいただき審議をお願いしたいと思います。

それではこれから労使双方各側からの総括的な考え方、具体的な金額等第1回目ということでもありますが、ご発言をいただきたいと思っております。

先ず、労働者側の委員の方からご発言をお願いしたいと思います。

【村上委員】

おはようございます。JAMの村上と申します。今年もよろしくお願い致します。まず初めに今年も自動車・機械共必要性ありということで判断いただいたことに関して、こういった場を設けさせていただいたということに関しては感謝したいと思っております。ご理解ありがとうございます。皆さんもご存じだと思いますが、やはりこの特定最賃については従業員働く者の処遇を良くしてですね、企業産業の発展をさせるといったものが本来の主旨だと私たちも理解しております。従いまして今ほどこちらの協定書の額ありますがやはり全会一致といったものは私たちも言うまでもないということでもあります。お互いが真摯に議論してお互いが納得できるような形ですね、今回の議論は終わればいいのかと思っておりますので短い時間ではありますがよろしくお願いしたいと思います。

【栗田部会長】 他の労働者側の委員の方、ご発言あればお願いしたいと思いますがどうでしょうか。

【山下委員】 おはようございます。津田駒の山下でございます。本年もよろしくお願いいたします。今ほど JAM の村上の方からあったとおり労使のイニシアチブをもってですねしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。石川県下個々の企業においてはですねそれぞれの事情があるかと思っております。弊社も大変厳しい状況であり海外情勢もいろいろと変化する中で円安そして物価高そんな影響も受けておるわけですけど、総じて石川県下の企業状況含めて、今悪いという判断ではないか、と思っております。またそこにいらっしゃる労働者の皆さんの一人ひとりの生活ということも踏まえてですね、今地賃と特定最賃のそもそもの考え方は違うことですが、地賃も大きく引き上がったというそんな世の中のトレンドもありますので特定最賃についてもしっかりとした議論を経て全会一致を目指して私たちも議論をさせていただきたいと思っておりますのであらためてよろしくお願いいたします。

【栗田部会長】 ありがとうございます。他の委員の方々はよろしかったでしょうか、大丈夫でしょうか。

そうしましたら続きまして使用者側委員のご発言をお願いしたいと思います。

【橋本委員】 今年もまたよろしくお願いいたします。今ほどのお話もありましたけど、特定最賃というのは私が言うまでもなく公益主導ではなくて労使が協議をして決めていくというものでございまして、石川県の特徴というのは労使協調といいますかそれをこの最低賃金の議論の場でも今までそのようにやらせていただいておりますので、私どもは決して高飛車に偉そうにするつもりは全くございません、みなさんのご意見を聞きながら納得いくような形で納めたいと思っております。ただ、ルールがありますのでこの辺のところも申し訳ないですけど遵守をしながらお互いより良い議論をして落ち着くべきところに落ち着かせたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【栗田部会長】 他の使用者側委員の方々ご発言はございますか。よろしいですか。

まず、この段階で部会をいったん休憩とさせていただきますして、個別のご意見をお聞きしたいと思います。

事務局は、控室について案内をお願いします。

【事務局】指導官 労働者側の控室は5階の第3会議室を、使用者側の控室は3階第1会議室をご用意しております。

(公労・公使折衝)

【栗田部会長】 それでは部会を再開致します。
改正金額は1,000円、引上げ額29円ということで労使双方の合意をいただいたということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 ありがとうございます。それでは、改正金額1,000円を当部会の結論といたします。本審に提出致します部会報告書案の配布をお願いします。

(部会報告書(案)配付)

【事務局】指導官 ただいま部会報告書案をお配りしました。2部お配りしてございます。まず、機械部会の報告書案を読み上げさせていただきます。

令和5年10月13日

石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也殿

石川地方最低賃金審議会、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金専門部会、部会長栗田真人

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に

関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 8 月 29 日、石川地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記、以下読み上げご省略させていただきます。

裏面をご覧ください。別紙でございます。

1 番 2 番 3 番省略いたします。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,000 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 5 年 12 月 31 日

もう一部お配りしました自動車部会の方をご覧ください。

令和 5 年 10 月 13 日

石川地方最低賃金審議会、会長高見俊也殿

石川地方最低賃金審議会、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金専門部会、部会長栗田真人

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 5 年 8 月 29 日、石川地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。ご覧のとおりであります。

裏面別紙となります、ご覧ください。

項目 1, 2, 3 番省略いたします。

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,000 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 5 年 12 月 31 日

【栗田部会長】 よろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 それでは、この部会報告書を本審会長あて提出することといたします。
8月29日に開催されました石川地方最低賃金審議会において、全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議をもって本審議会の決議とすることと議決されておりますので、この部会の決議をもって答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配付いたします。

(答申文を配付)

【栗田部会長】 今お配りしました答申文につきましては、高見会長から長嶋労働局長あての答申文ということになります。別紙の記載内容につきましては先ほど読み上げていただいた報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【栗田部会長】 ありがとうございます。
事務局からこの後の説明をお願いいたします。

【事務局】 部長 最後に私の方から一言申し上げさせていただきます。部会の決議をもちまして、本審議会の決議をするとの最低賃金審議会規程に基づきまして当局局長あて、ご答申をいただきましたので、局長に代わりまして、お礼を申し上げたいと思います。

本日ご熱心にご審議をいただきまして、労使各側のコンセンサスの下に特定最低賃金が設定されるべきとの考え方をご理解をいただき、本日、本来のあるべき姿である全会一致での結論の取りまとめに、多大なご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

今後は、12月31日改正発効に向け手続きを進めてまいります。
本日は、どうもありがとうございました。

【栗田部会長】 それでは、答申後の手続き等について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 指導官 それでは答申後の手続きについてご案内をさせていただきます。本日いただきました答申につきましては、最低賃金法第 11 条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示をさせていただきます。

公示日の翌日から起算して 15 日間公示を必要としますので、10 月 30 日月曜日まで公示をさせていただくこととなります。

この間に異議申出があった場合は、令和 5 年 11 月 17 日金曜日開催予定しております石川地方最低賃金審議会本審において改めてご審議いただくこととなります。

【栗田部会長】 ということでございます。

早々に合意をいただきましてありがとうございました。

これで、機械・自動車部合同部会を終了させていただきます。

ありがとうございました。